

かながわ 読書のススメ

～神奈川県子ども読書活動推進計画～

平成16年1月
神奈川県教育委員会

計画の策定にあたって

すぐれた本との出会いは、深い感動ばかりでなく、表現力を高め、感性を豊かにするなど、人間性の育成にも大きな役割を果たすと考えられております。

高度に発達した情報化社会に生活している現代の子どもたちにとっても、読書活動を通じて自己の生き方や考え方を身に付けていくことは、生涯にわたって学び続けるための基礎になります。

このように、読書の意義を考えると、子どもたちが、生き方や学び方を身に付けることができる素材を豊かに提供してくれる「本との出会い」という機会を、子どもの成長に応じて適切に準備したり、子どもたちが自ら読書に親しむことができるような環境づくりに努めたりしていくことが、私たち大人の役割であると考えております。

この度、策定した「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、子どもの読書活動の意義と今後5年間にわたって神奈川県が取り組む子どもの読書活動の推進にかかる施策の方向性や取組内容を示しております。

神奈川県教育委員会といたしましては、読書を通じて神奈川の子どもたちの健やかな成長を促すため、今後この計画に盛り込んだ施策の効果的な推進に向けて市町村や関係機関・団体と連携・協力し、積極的に子どもの読書活動の推進に取り組んでまいります。

平成16年1月

神奈川県教育委員会教育長 曾根 秀敏

目 次

第1部 推進計画策定の背景と基本的な考え方

第1章 推進計画策定の背景

- 1 子どもの読書活動の意義 1
 - (1) 子どもの読書活動の重要性
 - (2) 子どもの発達段階に合わせた読書活動
- 2 子どもの読書活動の現状 2
 - (1) 情報環境が子どもに及ぼす影響
 - (2) 家庭における読書
 - (3) 子どもの「読書離れ」
 - (4) 国の動向

第2章 推進計画の基本的な考え方

- 1 推進計画の目指すもの 5
 - (1) 子どもが読書に親しむための環境づくり
 - (2) 子どもが読書に親しむための機会の提供
 - (3) 子どもの読書活動推進のための体制の整備と社会的気運の醸成
- 2 取組の期間 5
- 3 推進体制 5
 - (1) 神奈川県子ども読書活動推進会議
- 4 県と市町村の役割 6
 - (1) 県の役割
 - (2) 市町村の役割
 - (3) 県と市町村の連携

第2部 子どもの読書活動推進のための具体的な方策

第1章 方策の体系・具体例

- 1 方策の体系 7
- 2 方策の具体例 8

第2章 家庭・地域における子ども読書活動の推進

- 1 家庭における子ども読書活動の推進 9
 - (1) 家庭における子どもと本の出会い
 - (2) 保護者に対する読書のススメ
- 2 地域における子ども読書活動の推進 11
 - (1) 公立図書館の体制づくり
 - (2) 公民館やその他の施設における読書関連事業の充実
 - (3) 障害のある子どもの読書活動の推進
 - (4) 外国籍の子どもの読書活動の推進

第3章 学校等における読書活動の推進

- 1 学校における読書活動の推進14
 - (1) 読書習慣の確立と読書指導の充実
 - (2) 司書教諭等の役割
 - (3) 学校図書館の機能の充実
- 2 幼稚園・保育所における読書活動の推進18
 - (1) 幼稚園における読書に親しむ機会の提供
 - (2) 保育所における読書に親しむ活動の促進
- 3 支援を必要とする子どもの読書活動の推進19
 - (1) 障害のある子どもの読書活動の推進
 - (2) 外国籍の子どもの読書活動の推進
- 4 学校における地域と連携した読書活動の推進19
 - (1) 図書館・公民館の活用
 - (2) その他の施設の活用
 - (3) 地域・保護者との連携・協力

第4章 学校・関係機関・団体等が連携した読書活動の推進

- 1 学校と公立図書館との連携21
- 2 県内の図書館サービスのネットワーク化22
- 3 関係機関・団体等の連携・協力22
 - (1) 関係機関・団体等が連携した取組
 - (2) 社会教育関係団体等との連携強化
 - (3) 私学・保育関係団体への啓発・情報提供
 - (4) 優良図書のおすすめと周知・普及

<参考>

- 1 初めてお子さんを持った保護者のための読書ガイド24
- 2 かながわ読書のススメ <イメージ図>25

<資料>

- 1 子どもの読書活動の推進に関する法律26
- 2 神奈川県子ども読書活動推進会議の設置及び運営に関する要綱28
- 3 公共図書館・専門図書館一覧29
- 4 神奈川県子ども読書活動推進会議委員名簿39

◇この推進計画では、

神奈川県が取り組む具体的な事業内容を で示し、

また、特に説明を行うものについては、(※)を付し、**<ピックアップ>**

において取り上げています。

第1章 推進計画策定の背景

1 子どもの読書活動の意義

(1) 子どもの読書活動の重要性

子どもが多様な創造力を培うためには、自ら考え、課題を発見し、判断し、行動する、いわゆる「生きる力」を身に付けることが重要です。

読書には、「楽しむために読む。」「調べるために読む。」「知的欲求を満たすために読む。」など様々な側面があります。

また、読書は言葉を学び、表現力や創造力を高め、知性や感性を豊かにし、子どもが人生をより豊かに深く生きるために欠くことのできない「生きる力」を育むために必要なものです。

(2) 子どもの発達段階に合わせた読書活動

子どもの発達段階に合った読書活動を展開することが、読書の楽しさを味わい、ひいては表現力や創造力を高めるなど、読書の効果を高めることにつながります。子どもの発達段階に応じた読書活動が大切です。

しかし、読書に対する興味や能力については個人差がたいへん大きいので、一人ひとりの子どもに合わせた読書活動を進めることが必要です。

<乳幼児期>

文字を読むことができない時期には、子どもの興味に合った絵本を与えたり、心を通い合わせるための手段として保護者の読み聞かせなどが大切です。

<児童期前期（概ね5歳～7歳）>

絵本を中心にしながらも読むことに興味を持ち始めます。物語絵本ややさしい児童文学などを興味に合わせて選択することが大切です。

<児童期中期（概ね8歳～10歳）>

読み・書き・聞き・話すというコミュニケーション能力が高まっていく時期であり、探検記、推理小説、冒険小説、SFなど読む本の種類が急激に多様化してきます。子どもの興味に関連する辞典、地図や視聴覚教材などを活用することも大切です。

<青年前期（概ね11歳～14歳）>

読書の興味は授業での学習を広げることに加え、個人的な興味への傾斜が大きくなり、ベストセラーや推理・冒険小説の他、名作や趣味の本への興味

も増加しますが、本の種類の変化が少なくなります。興味のある分野の専門書や新聞、雑誌、コンピュータの活用等も重要となります。

<青年期(概ね15歳~18歳)>

青年期に入ると、自分自身の情報ニーズに気付くようになり、タレントが書いた本や映画の原作など、他のメディアからの情報に触発されて興味を示すようになり、ファッションや情報系の雑誌への興味もますます高くなりますが、読書そのものへの興味の有無は個人により大きく異なってきます。

(図書館教育研究会『新学校図書館通論』を参考にしました。)

2 子どもの読書活動の現状

(1) 情報環境が子どもに及ぼす影響

子どもは保護者等とのふれあいの中で言語を獲得します。そして、成長とともに子どもの世界は大きく広がり、子どもを取り巻く様々な情報に関する環境も大きく変化します。

近年、子どもをめぐる環境は、携帯電話やインターネットの急速な普及など、情報技術の高度な発達とともに大きく変容してきています。特に、テレビやビデオ等の映像メディアの発達・普及により、子どもが読書に親しむ機会が減少しています。

このテレビやビデオの視聴という形態は、受動的であり、情報の送り手によって操作されたり、受け手が考えながら情報の取捨選択を行うことが難しい場合もあります。

さらには、テレビゲームのように、大量かつ多様な刺激を受けながら、特定の反応が求められることが続くと、子どもの仮想世界と現実に対する意識の混乱などが懸念されています。

こうした情報が氾濫している中で子どもが生活していることの問題点について、私たちは改めて考えてみる必要があります。

(2) 家庭における読書

家庭における乳幼児期からの読書活動の重要性はよく認識されているところですが、保護者自身が様々な要因により子どもに対して本を読むゆとりがない、あるいは読まない状況があります。しかし、保護者は、子どもの読書習慣の形成につながる良い本との出会いを大切にしなければなりません。

また、就学期には先に述べたように、様々な情報の氾濫により読書習慣を身に付けにくいと考えられますので、この時期における読書習慣の形成は、学校に任せきりにしてしまうのではなく、家庭においても取り組まなければならないものであると考えられます。

(3) 子どもの「読書離れ」

子どもの「読書離れ」については、これまでもたびたび指摘されてきました。

毎日新聞社は社団法人全国学校図書館協議会の協力を得て、毎年全国の児童・生徒を対象とした読書調査を実施していますが、その調査結果によれば、平成15年5月の1か月の平均読書冊数は、小学生が8.0冊、中学生が2.8冊、高校生が1.3冊となっております。

また、経済協力開発機構（OECD）が実施した生徒の学習到達度調査(2000年)（※）によると、15歳児を対象とした読解力調査では、「趣味としての読書をしていない」と回答した割合は、調査に参加した32か国の平均が32%であるのに対し、日本では55%にのぼり、調査国の中で最も「読書をしていない」割合が高くなっています。

<ピックアップ> ～経済協力開発機構（OECD）の学習到達度調査～

この調査は、アメリカ、イギリスなど加盟28か国と、ロシア、ブラジルなど非加盟4か国の合計32か国の15歳児、約26万5,000人を対象として、2000年に初めて実施されました。主に読解力の分野について調査しています。

(4) 国の動向

ア 子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動を支援するため、平成12年を「子ども読書年」とすることを衆参両院は決議しました。

また、同年には、国立国会図書館の支部図書館として「国際子ども図書館」が設立・開館（1月設置、5月開館）しました。

さらに、同年12月には、教育改革国民会議が「読み、書き、話す」などのことばの教育を重視すべきとの「報告書」を公表しました。

このような動きの中、平成13年12月12日に、国は「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布、施行しました。

この法律では、子どもの読書活動の推進に関する基本理念や国・地方公共団体の責務等が明らかにされており、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表すること、そして地方公共団体はその努力義務として「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定・公表することとなっています。

また、4月23日を「子ども読書の日」（※）とすること等を定めることによって、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしています。

イ 国の基本計画

この法律を受けて、国は、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を発表しました。

この計画では、

- ① 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実
- ② 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進
- ③ 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

という基本的な方針に基づいて、推進方策を定めています。

そして、この方策の効果的な推進に向けて、地方公共団体として推進体制の整備や市町村との連携・協力が重要であるとしています。

＜ピックアップ＞

～子ども読書の日～

「子どもの読書活動の推進に関する法律」においては、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」、4月23日を子ども読書の日と定めています。

この法律では国、都道府県、市町村、家庭、地域、学校等及び本の発行に関わる事業者等が、子どもの読書活動の意義について考え、総合的・計画的に取組を推進するために「子ども読書の日」としました。

なお、ユネスコ（国連教育科学文化機関）はこの4月23日を「世界 本と著作権の日」として制定しています。

第2章 推進計画の基本的な考え方

1 推進計画の目指すもの

この推進計画は、次の3本の柱により子どもの読書活動の推進を目指します。

(1) 子どもが読書に親しむための環境づくり

子どもがいろいろな場や機会を通して本との出会いができるようにするため、家庭・地域・学校等のそれぞれの場において、子どもが本と出会い、親しむことができるような環境づくりに努めます。

(2) 子どもが読書に親しむための機会の提供

日常生活において子どもが読書に親しむために、家庭にあっては、保護者がコミュニケーションの一助として、また、幼稚園や保育所、小・中学校、高等学校、盲・ろう・養護学校等にあっては、教科、領域を含め、全園・全所・全校的に行う読書活動として、さらに、公立図書館や公民館にあっては、地域住民の読書活動の支援事業として、それぞれの教育機能の特性を活かした取組を推進するよう、はたらきかけます。

(3) 子どもの読書活動推進のための体制の整備と社会的気運の醸成

すべての子どもが、自主的にいつでもどこでも読書活動を行い、豊かな心を育むことができるよう、県の推進体制を整備します。

また、計画の効果的な推進に向けて、関係機関や団体等との連携・協力のもと、いろいろな機会を通して啓発活動を充実させることにより、社会的な気運の醸成に努めます。

2 取組の期間

平成16年度から概ね5年間

3 推進体制

(1) 神奈川県子ども読書活動推進会議

ア 目的

「神奈川県子ども読書活動推進会議」を中核として、「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」の策定とこの推進計画に基づく施策の推進を図ります。

イ 構成

「神奈川県子ども読書活動推進会議」は、行政と民間の関係機関や関係団体の代表によって構成され、平成15年6月に設置しました。

ウ 役割

「神奈川県子ども読書活動推進会議」は、自ら読書活動推進の気運の醸成を図るための啓発活動を行うとともに、この推進計画に基づく事業等の取組状況について意見交換を行う他、効果的な読書活動の推進について研究協議を行います。

4 県と市町村の役割

(1) 県の役割

○ 県域における子どもの読書活動の推進

県は、市町村の子どもの読書活動に関する取組への支援を行うとともに、県立学校や私立学校における読書活動の充実が図られるよう、様々な機会を活用した啓発を行ったり、優れた事例の紹介や発表の機会を提供したりしていきます。

(2) 市町村の役割

○ 市町村における読書活動の推進

市町村の特色に応じた取組を進めるとともに、家庭・地域、幼稚園・保育所、小・中学校等における関係機関・団体等との連携・協力を積極的に進め、読書活動の推進を図ります。

(3) 県と市町村の連携

○ 全県的な取組の実現に向けて

神奈川の子どもが、いつでもどこでも自主的に読書に親しむことができるよう、県と市町村が相互に連携し、子どもにとってより良い読書環境づくりと社会的な気運の醸成に努めます。

○ 子ども読書の日取組

「子ども読書の日」(4月23日)を中心とした読書活動の普及・啓発活動を市町村と協調して行います。

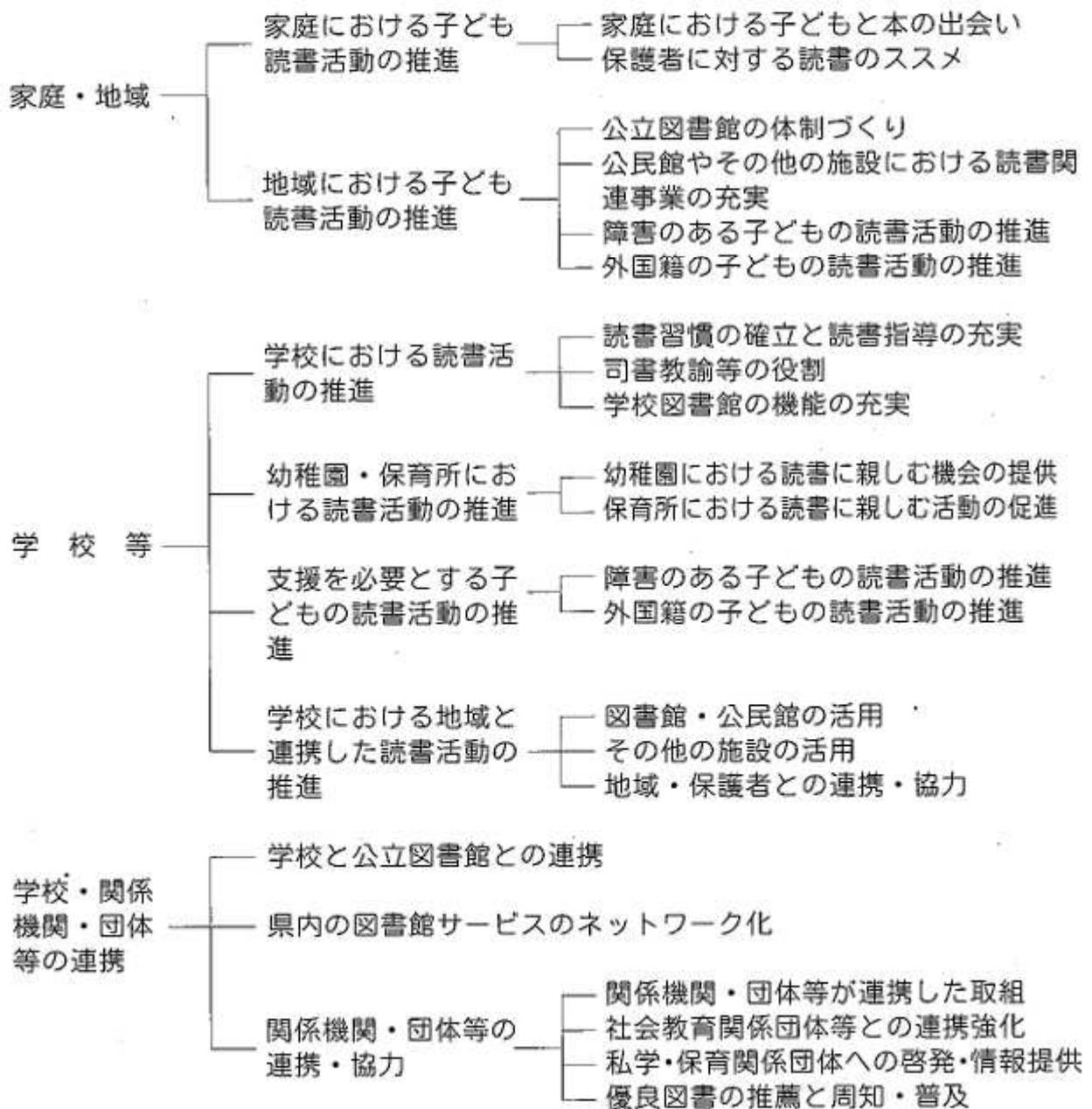
第2部

子どもの読書活動推進のための具体的な方策

第1章 方策の体系・具体例

推進計画の基本的な考え方に基づき、子どもの読書活動を総合的かつ計画的に推進するための方策を次のように体系化し、具体的な取組を進めます。

1 方策の体系



2 方策の具体例

<家庭・地域>

- 保護者に対する読書のススメ
 - ・ 『PTA活動のためのハンドブック』や家庭教育ハンドブック『すこやか』の中で読書の重要性について取り上げます。
 - ・ 家庭教育情報番組「すこやかファミリー」を活用し、読書活動に関する番組を制作・放映します。
 - ・ 子育て講座等の機会を活用して啓発するよう、市町村に要請します。
 - ・ 保護者を対象とした読み聞かせの体験学習等を実施するよう、市町村にはたらきかけます。
- 公立図書館の体制づくり
 - ・ 県内公立図書館のネットワークを充実します。
 - ・ 公立図書館・県立高等学校図書館への資料提供・情報交換を行います。
 - ・ 博物館や美術館等の図書資料を「PLANETかながわ」等により紹介します。
- 公民館やその他の施設における読書関連事業の充実
 - ・ 「PLANETかながわ」を活用し、図書館や公民館・児童館図書室の活用例について情報を提供します。
 - ・ おはなし会や読み聞かせなどの事業を「かながわ体験活動ボランティア活動支援センター」のホームページにより紹介します。
 - ・ 「公民館担当者セミナー」等の研修において情報提供や事例紹介を行います。

<学校等>

- 読書習慣の確立と読書指導の充実
 - ・ 学校における読書習慣の確立を目指します。
 - ・ 各教科・特別活動・総合的な学習の時間等における学校図書館の利用に努めます。
 - ・ 「神奈川子ども読書200選」の取りまとめを通して、読書活動を普及・啓発します。
 - ・ 学校教育放送番組「教師の時間」を活用し、「豊かな心を育む読書活動」を制作・放映します。
- 学校図書館の機能の充実
 - ・ 神奈川県学校図書館協議会等との連携を進め、積極的な情報交換に努めます。
 - ・ 教職員の資質の向上を図るために研修への参加を支援します。
 - ・ 児童・生徒の主体的・自主的な活動を支える実践的な取組を紹介し、活動の充実に努めます。

<学校・関係機関・団体等の連携>

- 関係機関・団体等が連携した取組
 - ・ 「子ども読書活動推進フォーラム」(仮称)の開催により、読書活動を推進する気運の醸成を図ります。
 - ・ 「子ども読書活動推進モデル地区」を指定し、先導的な取組の試行を行います。

第2章 家庭・地域における子ども読書活動の推進

1 家庭における子ども読書活動の推進

(1) 家庭における子どもと本の出会い

子どもが本を読み始めるきっかけは、まず家庭にあります。0歳児の頃から「絵本を読み聞かせる。」(※)、そして文字が読めるようになってからは「家族と一緒に楽しく本を読み、感想を話す。」といった日常的な体験を積み重ねていくことによって、自然に読書の習慣が身に付いていきます。

また、読書習慣の形成には、保護者が子どもの成長に合わせ、良い本と出会い、親しむ機会を設けることが必要です。そして、子ども自身が読書に楽しみを見出せるよう、無理強いせず、興味や関心を引き出し、助け、励ましていくことが大切です。

そこで、家庭教育の一つの重要な取組として0歳児からの読書活動を進めていくため、「ブックスタート事業」(※)の普及に努めるとともに、「初めてお子さんを持った保護者のための読書ガイド」(24ページ参照)をはじめとして、読書活動の大切さを啓発していきます。

(2) 保護者に対する読書のススメ

携帯電話やインターネットなどの情報を伝える手段が著しく発達した社会にあっても、読書は人生をより深く生きる力を身に付け、豊かな生活を送る上で、大人にとっても重要なものです。

子どもに一番身近な大人としての保護者が、楽しみながら読書をする姿は、本を楽しいものと感じさせ、子どもの読書活動に大きな影響を与えます。

また、読んだ本について話をするにより、子どもに新たな世界への興味を引き出す役割も果たします。

こうしたことから、大人の読書活動を支援するため、公立図書館等のサービスがさらに充実するよう、はたらきかけていきます。

<ピックアップ>

～保護者による読み聞かせ～

文字が読めるようになる以前の乳幼児にとって、絵本を使った読み聞かせは、人の声や話から自分の中でイメージをふくらませ、感性や想像力を育むことができる楽しい遊びの一つです。保護者と物語や時間を共有することで、保護者に対する信頼や保護者の愛情を実感するコミュニケーションの場になり、こうした経験が読書への興味につながります。

保護者としても、子どもと一緒に読書を楽しみながら、子どもの成長がその反応を通して実感できる、大切な子育ての機会といえます。

○ 保護者への啓発

家庭における読書活動の重要性や、子どもと一緒に読書を楽しむ方法等について、公民館・図書館や幼稚園・保育所、学校をはじめ、様々な場面で保護者に対して啓発します。

子どもの読書活動とともに、保護者の読書活動、特に保護者による読み聞かせについては、その重要性の理解を深めるため、家庭教育関連の冊子などを通して啓発します。

<事業例>

- ・ 『PTA活動のためのハンドブック』や家庭教育ハンドブック『すこやか』の中で読書の重要性について取り上げます。
- ・ 家庭教育情報番組「すこやかファミリー」を活用し、読書活動に関する番組を制作、放映します。

○ 関係機関等へのはたらきかけ

保護者が家庭における読書習慣の定着化について理解を深めることができるようにするため、家庭教育や子育て支援のための講座など、様々な場面を活用して啓発するよう、関係機関等にはたらきかけます。

また、学校で行われるPTAの会合や懇談会など、教員が保護者と接する機会に読み聞かせの意義を伝え、保護者による本の読み聞かせを進めるようはたらきかけます。

<事業例>

- ・ 子育て講座等の機会を活用して啓発するよう、市町村に要請します。
- ・ 市町村職員（家庭教育担当）対象の研修の中で取り上げます。
- ・ 保護者を対象とした読み聞かせの体験学習等を実施するよう、市町村にはたらきかけます。

<ピックアップ>

～ブックスタート事業～

まだ絵本を読めない赤ちゃんに対して、絵本を読み聞かせることで、心の通い合いを深めてもらおうと、保護者に絵本を手渡す運動が1992（平成4）年イギリスのバーミンガムで始まりました。

日本では平成13年に全国21の市町村が取組を始めました。神奈川県内でも工夫しながら取り組む市町村が増えてきています。

2 地域における子ども読書活動の推進

(1) 公立図書館の体制づくり

県内37市町村の公立図書館や図書館類似施設では、児童室あるいは児童コーナーなどを設けるとともに、成長段階に合わせた図書資料の貸出を行い、絵本の読み聞かせ、おはなし会、紙芝居等を開催して、子どもの時から読書に親しむための様々な取組をしています。

今後、読書活動をさらに充実・推進させていくには、施設面での充実やよりきめ細かなサービスが必要です。

例えば、障害のある子どもや外国籍の子どもへのサービスの充実や、幼稚園や保育所、小・中・高等学校等との連携など、様々なニーズに対応できる環境や体制づくりが求められています。

これまで、神奈川県では県と市町村の図書館の役割機能について検討を行い、直接的なサービスは市町村が担い、県は市町村のバックアップを行うこととしました。

こうしたことから、「神奈川県図書館情報ネットワーク・システム」を活用し、今後も公立図書館サービスの充実に向けて、積極的に支援していきます。

また、図書館職員を対象とした子ども読書活動に関する研修の充実を図ります。

○ 関係機関等へのはたらきかけ

県立の図書館と市町村立の図書館とのネットワークをより充実させ、図書資料の貸出・返却がさらにスムーズになるよう、サービスの向上を図ります。

市町村立の図書館職員や学校司書に対する研修を充実するとともに、公民館や児童館などの施設と学校との連携を進めるよう、市町村にはたらきかけます。

また、博物館や美術館等の施設における図書資料に関する情報提供を充実するよう、はたらきかけます。

<事業例>

- ・ 県内公立図書館のネットワークを充実します。
- ・ 公立図書館・県立高等学校図書館への資料提供・情報交換を行います。
- ・ 博物館や美術館等の図書資料を「PLANETかながわ」(生涯学習情報センターのホームページ)等により紹介します。
- ・ 神奈川県図書館協会による幼児・児童サービスの向上に向けた研修を充実します。

(2) 公民館やその他の施設における読書関連事業の充実

公民館や児童館、さらには学校施設を利用している放課後児童クラブなどの施設には、図書室や文庫コーナーを設置しているところがあります。こうした施設に対しても、子どもが本との出会いを通して本に親しむことができ、利用

しやすい環境づくりを推進するよう、はたらきかけていきます。

また、おはなし会、読み聞かせボランティア養成講座や点字に関する講座などをいっそう充実させるため、公民館等の施設の職員を対象とした研修会を実施します。

さらに、読書活動に関わるボランティア活動の推進、小・中学校、幼稚園・保育所等との共催による読書活動推進に関する事業を実施するよう、公民館等の施設や関係団体にはたらきかけていきます。

○ 市町村への情報提供・啓発

子どもが、公立図書館や公民館・児童館の図書室や文庫コーナーなどを利用しやすくするための環境づくりを行うよう、市町村にはたらきかけます。

公立図書館や公民館・児童館等の施設が、地域の読書活動の拠点として、さらに利用しやすくなるよう、市町村にはたらきかけます。

公民館における子どもの読書活動に関する事業がさらに充実するよう、担当職員を対象とした研修を実施します。

<事業例>

- ・ 「PLANETかながわ」を活用し、図書館や公民館・児童館図書室の活用例について情報を提供します。
- ・ おはなし会や読み聞かせなどの事業を「かながわ体験活動ボランティア活動支援センター」のホームページにより紹介します。
- ・ 「公民館担当者セミナー」等の研修において情報提供や事例紹介を行います。
- ・ 公民館連絡協議会等の団体が実施する研修事業の機会を通して、読書活動に関する情報の提供をします。

(3) 障害のある子どもの読書活動の推進

点字本や拡大本を充実することなどを通して、障害のある子どもが地域の図書館や公民館図書室等の施設を活用できるよう、市町村をはじめ関係機関にはたらきかけていきます。

(4) 外国籍の子どもの読書活動の推進

地域の図書館や公民館図書室等の施設が、母語による本の紹介や母語で書かれた本の整備などを進め、外国籍の子どもが読書に親しめるよう、市町村をはじめ関係機関等にはたらきかけていきます。

<ピックアップ>

～読書について何でも相談しましょう～

図書館は、子どもにとって、豊富で選りすぐられた本を自由に手に取り、自然に読書を楽しむことができる場です。また、保護者にとっては、我が子に与える本を図書館員に相談しながら選ぶことのできる場でもあります。

図書館では、子どもが中学、高校段階に成長していく過程で読書離れというようなことがないように、青少年を対象としたヤングアダルトコーナー（※）を設けるなど、幅広く資料の収集を行い、積極的に資料を提供しています。

図書館職員は、読書活動のすぐれた相談相手でもありますので、ちょっとしたことでも相談してみましょ。

※ ヤングアダルトコーナー

公立図書館では、児童でも成人でもない、いわゆる「ティーンエイジャー」を「ヤングアダルト」と呼び、その世代向けの資料をそろえたコーナーを設置しているところがあります。

<ピックアップ>

～子どもの読書活動と「文庫活動」～

1970年代、「ポストの数ほど図書館を！」という提案が、日本子どもの本研究会によって提唱されました。当時の公立図書館は、まだまだ数も少なく、子どもに対するサービスも決して十分に行われているとはいえませんでした。

しかし、日々成長していく子どもに本を読んでほしいと願う人々が、自宅や公の施設の一角に本を持ち寄ったり、図書館から団体貸出を受けたりして、子どもを集め、おはなし会、本の読み聞かせ、本の貸出などを行ってきました。これは「家庭文庫」「地域文庫」などと呼ばれ、全国あらゆるところで活動が行われています。

運営の形態、活動を支える人も様々ですが、公立の図書館が今よりはるかに少ない時代から、文庫は子どもに読書の楽しみや喜びを伝える活動をしてきました。文庫の活動は小さな図書館とも呼べますが、読書のほかにも、参加する人たちのつながりを深めるような様々な工夫（バザー、運動会、ハイキング）にあふれています。

図書館の数が増えた現在でも、子どもの読書活動を支えるこうした活動が、連続と続いているのです。

第3章 学校等における読書活動の推進

1 学校における読書活動の推進

(1) 読書習慣の確立と読書指導の充実

読書をすることは、児童・生徒にとって、広い世界を知り、新しい見方、感じ方にふれることを意味します。また、自分自身の考えを確かめたり高めたりする体験であるともいえます。このような体験が考える習慣、豊かな感性や情操、思いやりの心などを身に付けることにつながると考えられます。

こうした重要な意義を持つ読書活動は、従来から学校においては、国語などの各教科等における学習活動を通して行われています。学習指導要領においても、資料・情報の活用を含め、コンピュータ等の情報機器の利用と合わせて各教科等において日常的に行われる活動であると記されています。

そこで、各教科等の特性に応じた本や資料・情報を児童・生徒に紹介し、いろいろな角度から読書に親しむ態度や読書習慣を確立するために読書活動を推進していきます。

○ 読書時間の確保

「朝の読書」活動や校内で設定した読書週間、さらには読み聞かせ活動は、児童・生徒が読書の楽しさと出会い、自分の考えを深めたり、自己を内省したりすることにたいへん有効な取組です。そこで、こうした取組の実施状況を把握したり、実践している学校を紹介したりするなどして、児童・生徒の読書習慣の形成に向けてはたらきかけていきます。

○ 読書指導の充実

児童・生徒に読書の楽しさを味わわせ、自主的な読書活動につなげていくためには、教職員の指導力がたいへん重要になります。

そこで、指導力向上に向けた研修や効果的な取組等の情報の提供を行います。

さらに、「神奈川子ども読書200選」(※)を各々の発達段階で有効に活用することについても、併せてはたらきかけていきます。

○ 各教科・特別活動・総合的な学習の時間等における学校図書館の利用

学習指導要領に示された各教科等での学校図書館の活用方法については、これまでの一斉授業だけではなく、児童・生徒の問題解決型学習等の多様な学習形態が考えられます。そこで、これらの活動を行う場として、さらにはこうした活動を支援する施設として、今後、どのような取組や内容の充実が必要なのか、研究委託校の取組等から明らかにします。

○ 「神奈川子ども読書200選」

目 的

子どもの自主的な読書活動の一層の充実を図るため「神奈川子ども読書200選」の取りまとめを通して、読書活動の普及・啓発に努めます。

内 容

児童・生徒が、学校での話し合いなどを通して推薦する「わたしが選んだ本100選」と教職員・保護者が推薦する「子どもに読ませたい本100選」を合わせて「神奈川子ども読書200選」とします。

意 義

児童・生徒同士や児童・生徒と教師で本を選ぶ過程で話し合いをすることで、改めて読書の意味を深めることができます。

園児、児童・生徒、学級、学校、市町村教育委員会、県教育委員会と段階的に結果を集約することで、それぞれの結果を活用することができます。

募集対象

県内の幼稚園、小学校、中学校

推薦期間

平成15年10月下旬から同年12月19日（金）

(2) 司書教諭等の役割

学校図書館の運営の重要な役割を担う司書教諭（※）が平成15年度から12学級以上のすべての学校に配置されることになりました。司書教諭は、学校図書館の専門的職務を担当し、学校図書館を活用した「調べ学習」や読書指導について、小・中学校において重要な役割を担います。司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などの工夫を促すとともに、司書教諭の役割等について理解を図るよう、はたらきかけていきます。

また、県立高校においては、司書教諭と学校司書（※）がそれぞれの職務を踏まえて協力・連携し、学校図書館が円滑に機能するために、校内の協力体制づくりを進めることが求められています。そのためには、司書教諭の果たす役割はたいへん重要です。

そこで、司書教諭の計画的な配置に向けて、司書教諭講習を実施し、養成に努めます。

また、司書教諭及び学校司書の資質の向上に向けた研修を行っていきます。

併せて、学校教育放送番組（※）により、学校図書館の活用や司書教諭の役割等について紹介し、啓発に努めます。

<ピックアップ>

～司書教諭と学校司書～

○ 司書教諭とは

学校図書館法第5条で「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため司書教諭を置かなければならない」とし、司書教諭は教諭をもってあて、講習を終了した者でなければならぬと定められています。

司書教諭は学校図書館の専門的な職務を担当し、学校図書館を活用した「調べ学習」や読書指導等についての校内における重要な役割を担います。

平成15年4月1日以降12学級以上の全ての学校に司書教諭が配置されることが義務付けられました。

○ 学校司書とは

学校図書館を担当する職員で、司書教諭と連携・協力して、学校図書館に関する諸事務の処理にあたっています。

その仕事内容は蔵書管理等の事務処理だけでなく、読書相談、生徒図書委員会等の支援などです。

<ピックアップ>

～学校教育放送番組 「教師の時間」・

「豊かな心を育む読書活動」～

子どもたちの豊かな心を育む読書活動を、学校ぐるみであるいは地域との連携を活かしながら推進している様子を紹介し、各学校が読書活動に取り組む際の参考になるようにしたものです。

(3) 学校図書館の機能の充実

子どもの豊かな読書経験の機会を充実していくために、学校図書館の役割・整備の充実が求められています。

学習指導要領では、「学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童・生徒の主体的意欲的な学習活動や読書活動を充実する」とあります。本来、学校図書館は知的な刺激を与えるきっかけとなるような魅力的な本を整備し、児童・生徒の多様な興味や関心に応える「読書センター」(※)としての機能、また、各教科等の「調べ学習」を支援する「学習センター」(※)としての機能、情報の収集、選択、活用を支援していく「情報センター」(※)としての機能の充実が大切です。

今後は、学校全体として児童・生徒の読書が盛んになるよう、学校図書館に求められる機能の充実を図るための取組を推進します。

<ピックアップ>

～学校図書館の機能～

- 読書センター的機能とは
「児童・生徒が読書を楽しみ、気軽に集う場」という意味です。
そのために、
 - ① 飾り付けや本の位置等、くつろげる環境であること
- 学習センター的機能とは
「児童・生徒の主体的な活動を支える場」という意味です。
そのために、
 - ① 児童・生徒の興味や関心を引き出す豊富な資料を備えていること
 - ② 学校外から情報を収集するための多様な手段を備えていること
 - ③ レファレンスサービスを行うための十分な環境が整っていること
- 情報センター的機能とは
「情報化社会の進展の中で、情報活用能力の育成の場」という意味です。
そのために、
 - ① 情報を収集し、選択し、活用する場であること
 - ② 学習活動の成果や情報を蓄積・発信する場であること

○ 校内体制の充実

児童・生徒の主体的・自主的な読書活動を支える体制をつくるために教職員へはたらきかけていきます。例えば、学校図書館を活用した授業実践を紹介することや学校図書館の活用の効果を紹介することなど、授業実践に役立つ情報の提供を通して、各学校の校内体制の充実に努めます。

<事業例>

- ・ 神奈川県学校図書館協議会等との連携を進め、積極的な情報交換に努めます。
 - ・ 教職員の資質の向上を図るための研修への参加を支援します。
- 児童・生徒による活動の充実
児童・生徒の主体的・自発的な活動を支える実践的な取組を紹介し、活動の充実に努めます。

＜ピンクアップ＞

～学校教育放送特別番組 「もうひとつの土曜日」完全学校週5日制の中で～
平成14年度からスタートした完全学校週5日制は、家庭・地域・学校等が一体となって、子どもに豊かな生活体験、自然体験や社会体験など様々な活動を経験させることで、自ら学び自ら考える豊かな人間性などの「生きる力」を育むことをねらいとしています。

この番組では、土・日の休みをただなんとなく過ごしていた子どもが、あるきっかけで参加することになった読み聞かせ活動を通して、自分の世界が広がることへの喜びを実感していく過程を描き、5日制のねらいや休みの過ごし方について、子どもや教職員をはじめ、保護者や地域の方々がそれぞれの立場で考える素材を提供することをねらいとしました。

また、この番組のビデオは県立総合教育センターで貸出をしています。

2 幼稚園・保育所における読書活動の推進

(1) 幼稚園における読書に親しむ機会の提供

幼稚園教育要領では、図書に関しては「言葉」の領域で「絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わう。」とあります。幼児期は、読書の導入的指導の時期にあたります。読みの能力や語彙力が未発達な幼児には、読書に興味を持てるようにすることが大切です。そのためには、いろいろな絵本や図鑑等をそろえていることや、教職員や地域の協力者が読み聞かせの機会を持つことが重要となります。

そこで、幼稚園児が読書に親しむために、幼稚園に対し県内の先導的な取組の情報を提供することにより、各幼稚園が読書環境を整えるよう、支援を行います。

(2) 保育所における読書に親しむ活動の促進

保育所保育指針では、日常の保育の中で絵本や紙芝居に親しみ、楽しむ活動を年齢に応じて行うことを定めています。まず、1歳3か月から2歳未満児の保育の内容として「興味ある絵本を保育士と一緒に見ながら、簡単な言葉の繰り返しや模倣をしたりして遊ぶ。」段階からはじめ、6歳児の保育の内容においては、「童話や詩などの中の言葉の面白さ、美しさに気付き、自ら使って楽しむ。」「絵本や物語に親しみ、内容に興味を持ち、様々に想像して楽しむ。」「本を見ることや身近な様々な文字を読む喜びを大切にし、言葉の感覚が豊かになるように配慮する。」とされています。

そこで、このような指針の内容を尊重し、保育所に通う子どもや一般開放で

来所する子どもに、年齢や発達段階に応じて、紙芝居や絵本の読み聞かせ、かるた遊びなどを通して、読書に親しむ活動を促進します。

3 支援を必要とする子どもの読書活動の推進

「支援を必要とする」という判断にはいろいろなケースが考えられますが、この推進計画においては、文字を読む、あるいは日本語を読むということから考え、支援を必要とする子どもとして、障害のある子どもと外国籍の子どもに焦点をあて、その読書活動の推進についての取組内容を記します。

(1) 障害のある子どもの読書活動の推進

学校における教科指導や日常生活の指導など様々な機会を利用して、教員による児童・生徒への読み聞かせを推進していきます。

また、学校の図書委員会で本の紹介を行うなど、児童・生徒による活動にも取り組んでいきます。

さらに、子どもや保護者に点字本や拡大本の活用も含め、地域の図書館の利用方法について啓発を図っていきます。

(2) 外国籍の子どもの読書活動の推進

外国籍の児童・生徒が読書に親しむことができるよう、学校における教科指導や日常生活の指導を通して、その児童・生徒の実態に即した本の紹介や読書の指導等を推進します。

また、学校図書館の選定図書のあり方や図書サービスのあり方について、同様の観点から支援に努めるようはたらきかけていきます。

4 学校における地域と連携した読書活動の推進

(1) 図書館・公民館の活用

学校は、その教育活動の目的に応じて、図書館や公民館の活用を積極的に進め、児童・生徒が、学校内外を通して、読書に親しみやすい環境づくりを進めていきます。

そのため、学校は、教職員や保護者と図書館・公民館職員が読書活動について日常的に情報交換を活発に行うとともに、これらの施設が主催する事業への参加をはたらきかけ、児童・生徒に体験としての読書の世界を広げていくよう努めていきます。

(2) その他の施設の活用

地域には、博物館・美術館などの公共施設があります。こうした施設においても、収蔵品や専門図書の他に子どもを対象にしたイベントを通して本との出

会があります。

学校は、教育活動の目的に応じてこれらの施設における図書資料の有効活用を図るとともに、豊かな体験活動の機会となるよう計画的に利用するよう努めていきます。

(3) 地域・保護者との連携・協力

学校図書館に関わる学校図書館ボランティアや地域の人々、保護者による活動はたいへん重要な役割を担っています。

「朝の読書」の時間帯を利用して、小学校の低学年では本の読み聞かせを行ったり、学校図書館の蔵書整理や環境整備等、児童・生徒の読書環境を豊かにしたりする活動が各地で積極的に行われています。

また、こうした活動は学校単位のものから市町村全体での取組へと、広がってきています。

こうした取組を広く県内へ紹介し、学校における読書環境の充実に努めます。

第4章 学校・関係機関・団体等が連携した読書活動の推進

1 学校と公立図書館との連携

県内の小・中学校、高等学校等の学校図書館では児童・生徒に対して、学習活動や読書活動のための図書貸出、朝の読書、おはなし会、ブックトーク（※）などの取組を行っています。

また、学校図書館には読書のみならず、情報を手に入れて調べたり考えたりすることができる情報センター・学習センターとしての機能も期待されています。しかし、あらゆる求めに応じるには限界があります。

そのような中で、公立図書館の持っている資料や人的資源を連携・協力しながら活用しようという試みが県内市町村ではすでに始まっています。

公立図書館に児童・生徒を学級単位で招き、利用の案内や資料の探し方へのアドバイスや、教員に対する研修、図書資料貸出、レファレンスサービス（※）など、様々な実践が行われています。

また、平成15年度からは、県立図書館と5校の県立高校との間でも図書資料の貸出・搬送やレファレンスサービスなどの連携の試みが始まっています。今後も、こうした試みの充実を図ります。

<ピックアップ>

～用語の解説～

○ ブックトーク

広い意味でのブックトークとは、自分が読んだ本を周りの人に紹介することです。狭い意味では、司書や先生がひとつのテーマを決めて、それに関連する数冊の本を紹介することです。

個々の本のあらすじや設定したテーマについての話を通して、本をよく読む子どもにとっても、本とあまり接する機会が少ない子どもにとっても、読書の楽しさを伝えるきっかけとなっています。

○ レファレンスサービス

レファレンスという言葉には、参照・問い合わせ・照会などの意味があり、図書館におけるレファレンスサービスとは、次のような内容を指すことが主となっています。

疑問の解決やその糸口を求めて来館した利用者に対し、司書などの図書館職員が図書館に備えてある様々な資料を使って、資料検索の支援、資料の提供、回答などを行ったり、インターネットを活用して、自館が所蔵していない様々なデータベースや情報などを調査し、求めに応じて提供したりするサービスを指します。

2 県内の図書館サービスのネットワーク化

県では、県内の公立図書館や図書館類似施設が資料の相互貸借や問い合わせを行う「神奈川県図書館情報ネットワーク・システム」を構築しています。

このシステムでは、県立の図書館資料の検索、予約、貸出を行うとともに、県立図書館では所蔵していない資料でも市町村の公立図書館相互の提供によって、県民のニーズに応えることができます。具体的には、インターネットを利用して資料の提供依頼を受け、図書館相互で調達した資料を県内の公立図書館を巡回する県立図書館の自動車や宅配便を活用して搬送し、依頼に応じています。

今後は、年々増え続ける相互貸借資料を効率よく提供するためのシステムの改良に努めます。

3 関係機関・団体等の連携・協力

(1) 関係機関・団体等が連携した取組

県では「神奈川県子ども読書活動推進会議」を母体として読書活動の実践例の紹介などを行う子ども読書活動推進フォーラム（仮称）を開催し、読書活動への気運の醸成を図るとともに、「モデル地区」を指定し、PTAなどの社会教育関係団体や学校関係者、地域のボランティア、行政関係者、読書活動に関わっている民間団体などから構成される「地区子ども読書活動推進協議会（仮称）」を中心として、家庭・地域・学校等が連携・協力して読書活動を推進するための環境づくりに努めます。

(2) 社会教育関係団体等との連携強化

家庭・地域・学校等における子どもの読書活動を効果的に推進するためには、日ごろから、子どもの健全育成やふれあい教育活動などに関わっているPTAなどの社会教育関係団体との連携が不可欠です。

そこで、県ではこれらの団体の総会や研修会等の機会を通して、子どもの読書活動の推進について情報提供や啓発を行うとともに、団体の活動事例などの情報交換の機会を設けるよう努めます。

(3) 私学・保育関係団体への啓発・情報提供

県では、私学関係団体の総会や研修会等の機会を通して、子どもの読書活動の推進について、啓発・情報提供を行います。

保育所を設置している自治体や社会福祉法人等に対しても、各保育所における読書活動の推進について啓発を行います。

(4) 優良図書の推薦と周知・普及

県では、神奈川県児童福祉審議会が推薦する優良図書を、県内の各学校、書

店、関係機関等に広く周知し、優良図書の普及に努めます。

○ 関係機関・団体等との連携・協力

家庭・地域・学校等で子どもの読書活動を効果的に推進していくためには、関係機関・団体がさらに連携を強めていく必要があり、そのための効果的な取組を推進します。

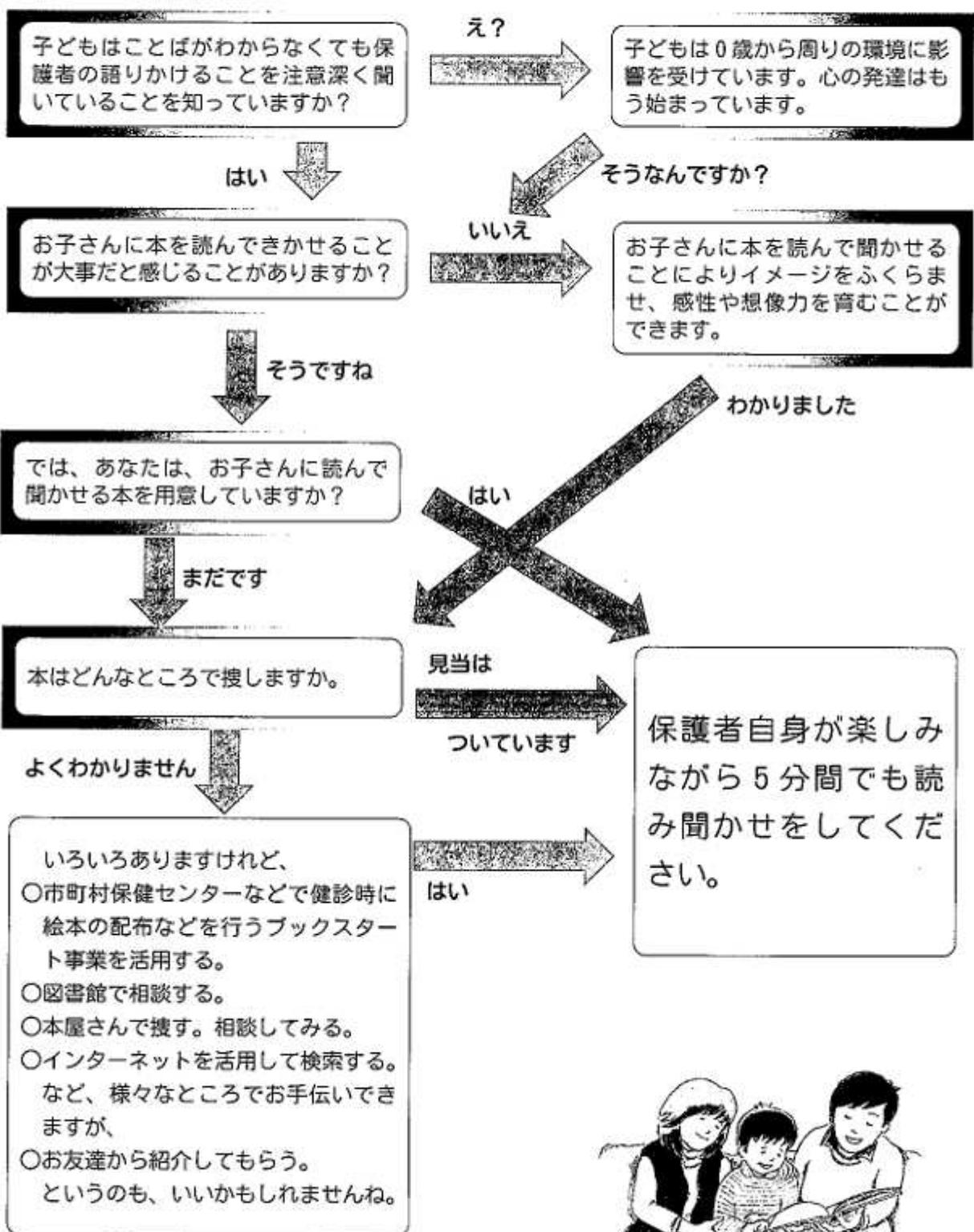
<事業例>

- ・ 子ども読書活動推進フォーラム（仮称）の開催により、読書活動を推進する気運の醸成を図ります。
- ・ 「子ども読書活動推進モデル地区」を指定し、先導的な取組の試行を行います。「モデル地区」においては、関係機関・団体がそれぞれの特徴に応じた取組を充実するとともに、関係者が一体となった取組（「協働事業」）を試行します。

〔協働事業の想定例〕

- ア 学校、図書館、公民館、ボランティア等による「読書の日共同イベント」の開催
- イ 学校図書館を活用した、地域のボランティアによる小・中学生向けのブックトークの開催
- ウ 児童・生徒による幼児への読み聞かせの実施
- ・ P T A指導者研修会（セミナー）の機会に、『P T A活動のためのハンドブック』を活用し、読書活動の重要性やP T Aとしての取組についての啓発に努めます。
- ・ 県公民館連絡協議会や県婦人団体連絡協議会など、地域と密接な活動を展開している団体の総会や研修会において読書活動の重要性の啓発に努めます。

初めてお子さんを持った保護者のための読書ガイド



かながわ読書のススメ <イメージ図>

<現 状>

- インターネット・テレビやビデオ等映像メディアの発達・普及の影響
- 家庭における読書習慣の未形成
- 子どもの「読書離れ」



子どもの読書活動の必要性（意義）

- ◇ 読書は、「言葉を学び」「表現力や創造力を高め」「知性や感性を豊かにし」子どもが人生をより豊かに深く生きるために欠くことのできない『生きる力』を育むために必要なものです。

【目指すもの】

環境づくり

家庭・地域・学校等のそれぞれの場において本と出会い、親しむことができる環境づくりの推進

機会の提供

家庭・地域・学校等それぞれの教育機能の特性を活かした取組の推進

体制の整備と社会的気運の醸成

すべての子どもが自主的にいつでも、どこでも、読書活動ができるための推進体制の整備と計画の効果的な推進に向けた社会的気運の醸成

家庭・地域

- ☆ 家庭における子ども読書活動の推進
- ☆ 地域（公民館・図書館等）における子ども読書活動の推進

学 校 等

- ☆ 学校における読書活動の推進
- ☆ 幼稚園・保育所における読書活動の推進
- ☆ 支援を必要とする子どもの読書活動の推進
- ☆ 学校における地域と連携した読書活動の推進

推進方策の体系

学校・関係機関・団体等の連携

- ☆ 学校と公立図書館との連携
- ☆ 県内の図書館サービスのネットワーク化
- ☆ 関係機関・団体等の連携・協力

○ 子どもの読書活動の推進に関する法律

(目 的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書

活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

※平成13年12月12日公布・施行

神奈川県子ども読書活動推進会議の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 神奈川県における子どもの読書活動を推進するため、子どもの読書活動に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第1項の規定に基づき、「神奈川県子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動に係わる施策の推進を図るため、神奈川県子ども読書活動推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議し、その結果を神奈川県教育委員会教育長に報告する。

- (1) 子どもの読書活動の推進のための施策に関すること。
- (2) 神奈川県子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- (3) その他子ども読書活動推進に関して必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 会議の委員は、別表に掲げる職員及び関係団体に属する者をもって構成することとし、職員以外の者については、神奈川県教育長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第4条 会議に、議長及び副議長各1人を置く。

- 2 議長は、教育部長をもって充てる。
- 3 副議長は、議長が委員の中から指名する。
- 4 議長は、会議を総理し、会議を代表する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、議長が招集する。

(意見聴取)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(設置期間)

第7条 会議の設置期間は、平成21年3月31日までとする。

(幹事会の設置)

第8条 会議に、その所掌事項に係わる具体的な事項を調査研究するため、幹事会を設置する。

- 2 幹事会の設置及び運営については、別途教育長が定める。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、神奈川県教育庁生涯学習文化財課において処理する。

(議長への委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月9日から施行する。

(別表略)

1. 公共図書館一覧

図書館名	創立年月日	電話番号 (FAX) (メールアドレス) (ホームページアドレス)	所在地
1 神奈川県立図書館	1954.10.1	045-241-3131 (FAX.045-241-0985) kyoryoku@klnet.pref.kanagawa.jp http://www.klnet.pref.kanagawa.jp	〒220-8585 横浜市西区紅葉ヶ丘9-2
2 神奈川県立川崎図書館	1958.11.1	044-233-4537 (FAX.044-210-1146) kenkawa@klnet.pref.kanagawa.jp	〒210-0011 川崎市川崎区富士見2-1-4
3 横浜市中央図書館	1921.6.5	045-262-0050 (FAX.045-262-0052) http://www.city.yokohama.jp/mc/kyoiku/library/	〒220-0032 横浜市西区老松町1
4 横浜市鶴見図書館	1980.1.10	045-502-4416 (FAX.045-504-6635) http://www.city.yokohama.jp/me/surumi/53/index.html	〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央2-10-7
5 横浜市神奈川図書館	1987.10.21	045-434-4339 (FAX.045-434-5168)	〒221-0063 横浜市神奈川区立町20-1
6 横浜市中国図書館	1989.5.21	045-621-6621 (FAX.045-621-6444)	〒231-0821 横浜市中区本牧原16-1
7 横浜市南図書館	1992.12.2	045-715-7200 (FAX.045-715-7271)	〒232-0067 横浜市南区弘明寺町265-1
8 横浜市港南図書館	1987.1.21	045-841-5577 (FAX.045-841-5725)	〒234-0056 横浜市港南区野庭町125
9 横浜市保土ヶ谷図書館	1982.5.7	045-333-1336 (FAX.045-335-0421)	〒240-0006 横浜市保土ヶ谷区星川1-2-1
10 横浜市旭図書館	1986.5.14	045-953-1166 (FAX.045-953-1179)	〒241-0005 横浜市旭区白根4-6-2
11 横浜市磯子図書館	1974.10.6	045-753-2864 (FAX.045-750-2528)	〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1
12 横浜市金沢図書館	1980.5.15	045-784-5861 (FAX.045-781-2521)	〒236-0021 横浜市金沢区泥亀2-14-5
13 横浜市港北図書館	1980.8.27	045-421-1211 (FAX.045-431-5212)	〒222-0011 横浜市港北区菊名6-18-10
14 横浜市緑図書館	1995.5.9	045-985-6331 (FAX.045-985-6333)	〒226-0025 横浜市緑区十日市場町825-1
15 横浜市山内図書館	1977.4.12	045-901-1225 (FAX.045-902-4492)	〒225-0011 横浜市青葉区あざみ野2-3-2
16 横浜市都筑図書館	1995.4.25	045-948-2424 (FAX.045-948-2432) http://www.city.yokohama.jp/m/suzuki/teshikan/top.html	〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1
17 横浜市戸塚図書館	1978.11.1	045-862-9411 (FAX.045-871-6695)	〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町127
18 横浜市栄図書館	1989.3.14	045-891-2801 (FAX.045-891-2803)	〒247-0014 横浜市栄区公田町634-9
19 横浜市泉図書館	1989.2.22	045-801-2251 (FAX.045-801-2256) http://www.city.yokohama.jp/me/izumi/tesho/top.html	〒245-0016 横浜市泉区和泉町6207-5
20 横浜市瀬谷図書館	1985.1.17	045-301-7911 (FAX.045-302-3655)	〒246-0015 横浜市瀬谷区本郷3-22-1
21 川崎市立川崎図書館	1995.4.1	044-200-7011 (FAX.044-200-1420) 88kawato@city.kawasaki.jp http://www.library.city.kawasaki.jp/	〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワー・リパーク4階
川崎市立川崎図書館田島分館	1982.10.	044-333-9120 (FAX.044-333-9770) 88tazito@city.kawasaki.jp	〒210-0835 川崎市川崎区追分町16-1
川崎市立川崎図書館大師分館	1995.11.1	044-266-3550 (FAX.044-266-3554) 88daito@city.kawasaki.jp	〒210-0802 川崎市川崎区大師駅前1-1-5 川崎大師パークホームズ2階
22 川崎市立幸図書館	1980.7.1	044-541-3915 (FAX.044-541-4747) 88saito@city.kawasaki.jp	〒212-0023 川崎市幸区戸手本町1-11-2

最寄交通機関	開館時間	定期休館日	
J R 市営地下鉄 桜木町駅 徒歩10分 京急 日ノ出町駅 徒歩10分	火～金 9:00～19:00 土・日・祝日 9:00～17:00	月曜日、第2木曜日、年末年始、特別整理期間	1
J R 京急 川崎駅 徒歩15分	◇	◇	2
J R 市営地下鉄 桜木町駅徒歩10分 京急 日ノ出町駅 徒歩5分	火～金 9:30～20:30 土・日・月・祝日 9:30～17:00	施設点検日(月1回)、年末年始、特別整理日(3日間)	3
J R 京急 鶴見駅 徒歩7分	火～金 9:30～19:00 土・日・月・祝日 9:30～17:00	◇	4
J R 東神奈川駅 徒歩9分 東急 東白楽駅 ◇ 12分	◇	◇	5
市営バス 本牧原 徒歩2分	◇	◇	6
京急 弘明寺駅 徒歩1分 市営地下鉄 弘明寺駅 徒歩8分	◇	◇	7
市営地下鉄 上永谷駅 徒歩4分	◇	◇	8
相鉄 星川駅 徒歩3分	◇	◇	9
相鉄 鶴ヶ峰駅 徒歩13分	◇	◇	10
J R 磯子駅 徒歩5分	◇	◇	11
京急・横浜シーサイドライン 金沢八景駅 徒歩7分 市営・京急バス 浦崎 徒歩3分	◇	◇	12
J R 東急 菊名駅 徒歩7分	◇	◇	13
J R 十日市場駅 徒歩3分	◇	◇	14
東急 あざみ野駅 徒歩3分	◇	◇	15
市営地下鉄 センター南駅 徒歩5分	◇	◇	16
J R 戸塚駅 徒歩7分	◇	◇	17
J R 本郷台駅 徒歩13分	◇	◇	18
相鉄 いずみ野駅 徒歩2分	◇	◇	19
相鉄 瀬谷駅 徒歩8分	◇	◇	20
J R 京急 川崎駅 徒歩2分	月～金 9:30～19:00 土・日・祝日 9:30～17:00	第1月曜日(祝日の場合は開館)、第3月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始、特別整理期間	21
J R 川崎駅 臨海バス 大井町・三井埠頭行 大島3丁目下車 徒歩2分	月～金 10:00～18:00 土・日・祝日 10:00～17:00	◇	
京急 川崎大師 徒歩2分	◇	◇	
J R 川崎駅 バス・川71系統小杉行 寺区役所入口下車 徒歩2分	月～金 9:30～19:00 土・日・祝日 9:30～17:00	◇	22

図書館名	創立年月日	電話番号 (FAX) (メールアドレス) (ホームページアドレス)	所在地
川崎市立幸園図書館日吉分館	2003. 7. 1	044-587-1491 (FAX. 044-587-1494) 88hiyosi@city.kawasaki.jp	〒212-0055 川崎市幸区南加瀬1-7-17
23 川崎市立中原図書館	1960. 4.	044-722-4932 (FAX. 044-733-7524) 88nakato@city.kawasaki.jp http://www.library.city.kawasaki.jp/	〒211-0063 川崎市中原区小杉町3-417
24 川崎市立高津図書館	1929. 2.	044-822-2413 (FAX. 044-844-7594) 88takato@city.kawasaki.jp	〒213-0001 川崎市高津区溝ノ口4-16-3
川崎市立高津図書館橘分館	1993. 10.	044-788-1531 (FAX. 044-788-5263)	〒213-0026 川崎市高津区久末2012-1
25 川崎市立宮前図書館	1985. 7. 16	044-888-3918 (FAX. 044-888-5740) 88miyato@city.kawasaki.jp	〒216-0006 川崎市宮前区宮前平2-20-4
26 川崎市立多摩図書館	1952. 5.	044-935-3400 (FAX. 044-935-3399) 88tamato@city.kawasaki.jp	〒214-0014 川崎市多摩区登戸1775-1
27 川崎市立麻生図書館	1985. 7. 16	044-951-1305 (FAX. 044-952-2748) 88sasato@city.kawasaki.jp	〒215-0004 川崎市麻生区万福寺1-5-2
川崎市立麻生図書館栞生分館	2003. 6. 18	044-986-6470 (FAX. 044-986-6472) 88kakito@city.kawasaki.jp	〒215-0023 川崎市麻生区片平3-3-1
28 横須賀市立中央図書館	1947. 7. 22	046-822-2202 (FAX. 046-823-4200) http://www.yokosuka-lib.jp/	〒238-0017 横須賀市上町1-61
29 横須賀市立児童図書館	1974. 7. 11	046-825-4417 (FAX. 046-825-7309)	〒238-0007 横須賀市若松町3-20
30 横須賀市立北図書館	1985. 4. 1	046-866-0516 (FAX. 046-866-0696)	〒237-0061 横須賀市夏島町12
31 横須賀市立南図書館	1985. 4. 1	046-836-0718 (FAX. 046-836-0374)	〒239-0831 横須賀市久里浜6-14-3
32 平塚市中央図書館	1948. 4. 1	0463-31-0415 (FAX. 0463-31-9984) hira-lib@lib.city.hiratsuka.kanagawa.jp http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/library/	〒254-0041 平塚市浅間町12-41
33 平塚市北図書館	1991. 4. 1	0463-53-1232 (FAX. 0463-53-1261)	〒254-0013 平塚市田村5155-1
34 平塚市西図書館	1993. 5. 8	0463-36-3555 (FAX. 0463-36-7230) nishi@lib.city.hiratsuka.kanagawa.jp	〒254-0911 平塚市山下760-3
35 平塚市南図書館	1996. 5. 28	0463-21-3080 (FAX. 0463-21-5181)	〒254-0813 平塚市袖ヶ浜20-1
36 鎌倉市中央図書館	1911. 7.	0467-25-2611~3 (FAX. 0467-24-6544) chulib@city.kamakura.kanagawa.jp http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/library/top.htm	〒248-0012 鎌倉市御成町20-35
37 鎌倉市深沢図書館	1980. 5. 1	0467-48-0022 (FAX. 0467-43-5676) fuklib@city.kamakura.kanagawa.jp	〒248-0022 鎌倉市常盤111-3
38 鎌倉市大船図書館	1982. 10. 12	0467-45-7710 (FAX. 0467-43-5711) ooflib@city.kamakura.kanagawa.jp	〒247-0056 鎌倉市大船2-1-26
39 鎌倉市玉縄図書館	1987. 4. 10	0467-44-2218 (FAX. 0467-43-5722) tamlib@city.kamakura.kanagawa.jp	〒247-0072 鎌倉市岡本2-16-3
40 鎌倉市腰越図書館	1999. 3. 1	0467-33-0711 (FAX. 0467-33-0724) koslib@city.kamakura.kanagawa.jp	〒248-0033 鎌倉市腰越864
41 藤沢市総合市民図書館	1948. 7. 1	0466-43-1111 (FAX. 0466-46-1130) syo 2 @lib.city.fujisawa.kanagawa.jp http://www.lib.city.fujisawa.kanagawa.jp	〒252-0804 藤沢市湘南台7-18-2
42 藤沢市南市民図書館	1963. 10. 1	0466-27-1044 (FAX. 0466-27-1045)	〒251-0026 藤沢市鶴沼東8-2
43 藤沢市辻堂市民図書館	1993. 7. 4	0466-35-0028 (FAX. 0466-36-5186)	〒251-0047 藤沢市辻堂2-15-8

最寄交通機関	開館時間	定期休館日	
JR 新川崎駅 徒歩12分 バス 夢見ヶ崎動物公園前 徒歩5分	月～金 10:00～18:00 土・日・祝日 10:00～17:00	第1月曜日(祝日の場合は開館)、第3月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始、特別整理期間	
JR 東急 武蔵小杉駅 徒歩3分	月～金 9:30～19:00 土・日・祝日 9:30～17:00	◇	23
JR 武蔵溝ノ口駅 徒歩12分 東急 高津駅 徒歩5分	◇	◇	24
JR 武蔵新城駅 東急バス 子母口住宅前下車 徒歩8分	月～金 10:00～18:00 土・日・祝日 10:00～17:00	◇	
東急 宮前平駅 徒歩10分	月～金 9:30～19:00 土・日・祝日 9:30～17:00	◇	25
JR 小田急 登戸駅 徒歩10分 小田急 向ヶ丘遊園駅 徒歩5分	◇	◇	26
小田急 新百合ヶ丘駅 徒歩5分	◇	◇	27
小田急 柿生駅 徒歩5分	月～金 10:00～18:00 土・日・祝日 10:00～17:00	◇	
京急 横須賀中央駅 徒歩10分	火・水・土・日・祝日 9:30～17:20 木・金 9:30～19:20	月曜日、第4木曜日、年末年始、特別整理期間	28
京急 横須賀中央駅 徒歩3分	火～日・祝日 9:30～17:20	◇	29
京急 追浜駅 徒歩10分	火・水・土・日・祝日 9:30～17:20 木・金 9:30～19:20	◇	30
京急 久里浜駅 徒歩10分	◇	◇	31
JR 平塚駅 徒歩15分 神奈中バス 日産車体前 徒歩2分	火～日・祝日 9:00～17:00 金 9:00～19:00	月曜日(祝日は除く)、月末(土・日は除く)、年末年始、特別整理期間	32
JR 平塚駅 神奈中バス田村車庫行駒返橋入口 徒歩3分	火～日・祝日 9:00～17:00	◇	33
JR 平塚駅 神奈中バス山下団地行終点山下団地下車 徒歩3分	◇	◇	34
JR 平塚駅 徒歩15分 神奈中バス 袖ヶ浜下車 徒歩4分	◇	◇	35
JR 鎌倉駅 徒歩7分	月～日・祝日 9:00～17:00 木・金 9:00～19:00	毎月最終月曜日(12月は28日)、年末年始、特別整理期間	36
JR 大船駅 湘南モノレール 湘南深沢駅 徒歩5分	◇	◇	37
JR 大船駅 徒歩7分	◇	◇	38
JR 大船駅 徒歩15分	◇	◇	39
江ノ電 藤嶋駅 徒歩12分 モノレール 西鎌倉駅 徒歩10分	◇	◇	40
小田急 湘南台駅 徒歩10分	水・木・土・日・祝日 9:00～17:00 ◇ 会議室 9:00～21:00 火・金 9:00～19:00	月曜日(休日の場合は翌日、休日の翌日が休日の場合はその翌日)、月末(日曜日・休日にあたった時及び8月31日は、開館)、年末年始	41
JR 小田急・江ノ電 藤沢駅 徒歩10分	水・木・土・日・祝日 9:00～17:00 火・金 9:00～19:00	◇	42
JR 辻堂駅 徒歩3分	◇	◇	43

図書館名	創立年月日	電話番号 (FAX) (メールアドレス) (ホームページアドレス)	所在地
44 藤沢市湘南大庭市民図書館	2000. 4. 29	0466-86-1666 (FAX. 0466-86-1441)	〒251-0861 藤沢市大庭5406-4
45 小田原市立図書館	1933. 4. 1	0465-24-1055 (FAX. 0465-24-1195) tosho@city.odawara.kanagawa.jp http://www.city.odawara.kanagawa.jp/library/franpage.html	〒250-0014 小田原市城内7-17
46 小田原市立かもめ図書館	1994. 8. 1	0465-49-7800~2 (FAX. 0465-49-7803) tosho@city.odawara.kanagawa.jp	〒250-0875 小田原市南鶴宮1-5-30
47 茅ヶ崎市立図書館	1949. 4. 1	0467-87-1001 (FAX. 0467-85-8275) soumu@lib.chigasaki.kanagawa.jp http://www.lib.chigasaki.kanagawa.jp/	〒253-0053 茅ヶ崎市東海岸北1-4-55
茅ヶ崎市立図書館香川分館	1992. 5. 12	0467-51-4946	〒253-0082 茅ヶ崎市香川1-11-1
48 返子市立図書館	1949. 1. 18	046-871-5998 (FAX. 046-873-4291)	〒249-0006 返子市返子4-2-10
49 相模原市立図書館	1974. 11. 20	042-754-3604 (FAX. 042-754-0746) tosyokan@city.sagamihara.kanagawa.jp http://www.lib.sagamihara.kanagawa.jp	〒229-0033 相模原市鹿沼台2-13-1
相模原市立図書館相武台分館	1979. 4. 1	046-255-3315 (FAX. 046-255-4663)	〒228-0825 相模原市新磯野4-8-7
50 相模原市立相模大野図書館	1990. 1. 9	042-749-2244 (FAX. 042-749-2766) ono-tosyo@city.sagamihara.kanagawa.jp	〒228-0803 相模原市相模大野4-4-1
51 相模原市立橋本図書館	2001. 9. 29	042-770-6600 (FAX. 042-770-6601) hashimoto-tosyo@city.sagamihara.kanagawa.jp	〒229-1103 相模原市橋本3-28-1
52 三浦市図書館	1949. 3. 15	046-882-1111 (FAX. 046-881-7854)	〒238-0235 三浦市城山町6-9
三浦市図書館南下浦分館	1949. 11. 3	046-888-1111	〒238-0101 三浦市南下浦町上宮田3274
三浦市図書館初声分館	1949. 8. 1	046-888-6111	〒238-0113 三浦市初声町入江200
53 秦野市立図書館	1955. 4. 1	0463-81-7012 (FAX. 0463-83-8370) tosyo@city.hadano.kanagawa.jp http://www.city.hadano.kanagawa.jp/tosyokan/index.htm	〒257-0015 秦野市平沢94-1
54 厚木市立中央図書館	1985. 2. 1	046-223-0033 (FAX. 046-223-3183) 9000@city.atsugikanagawa.jp http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/	〒243-0018 厚木市中町1-1-3
55 大和市立図書館	1982. 4. 1	046-263-0211 (FAX. 046-263-0404) tosho2@gov.city.yamato.kanagawa.jp http://library.city.yamato.kanagawa.jp/	〒242-0018 大和市深見西1-2-17
56 伊勢原市立図書館	1989. 4. 1	0463-92-3500 (FAX. 0463-92-3501) iseharaci@mua.biglobe.ne.jp	〒259-1142 伊勢原市田中76
57 海老名市立図書館	1962. 4.	046-231-5152 (FAX. 046-235-5880) tosyokan@city.ebina.kanagawa.jp http://web.ebina.ebina-55-netscn.ne.jp/newpage.htm	〒243-0434 海老名市上郷474-4
58 海老名市立有馬図書館	1995. 5. 2	046-238-4646 (FAX. 046-239-2284)	〒243-0426 海老名市門沢橋508-1
59 座間市立図書館	1983. 4. 5	046-255-1211 (FAX. 046-252-5704) zamalib@library.zama.kanagawa.jp http://www.library.zama.kanagawa.jp/	〒228-0024 座間市入谷3-5873
60 南足柄市立図書館	1988. 7. 1	0465-73-1251 (FAX. 0465-72-0213) aap96770@nkg.odn.ne.jp	〒250-0117 南足柄市塚原1619-1
南足柄市立塚田図書館	1994. 4. 1	0465-74-8111 (FAX. 0465-74-8114)	〒250-0105 南足柄市関本407(共学館内)
61 綾瀬市立図書館	1981. 7. 20	0467-77-8191 8197 (FAX. 0467-70-4105) http://www.ayaselib.jp	〒252-1103 綾瀬市深谷3838
62 葉山町立図書館	1981. 4. 1	046-875-0088 (FAX. 046-876-1864) hym1@muf.biglobe.ne.jp	〒240-0112 三浦郡葉山町堀内1874

最奇交通機関	開館時間	定期休館日	
JR 辻堂駅 バス 大庭小前下車 徒歩1分	水・木・土・日・祝日 9:00~17:00 火・金 9:00~19:00	月曜日(休日の場合は翌日、休日の翌日が休日の場合はその翌日)、月末(日曜日・休日にあつた時及び8月31日は、閉館)、年末年始	44
JR 小田急 小田原駅 徒歩10分	火~日・祝日 9:00~17:00 金 9:00~19:00	月曜日、第1水曜日(休日に当たる場合は閉館し、その翌日以降の最初の平日)、年末年始、特別整理期間	45
JR 鴨宮駅 徒歩10分	火~金 9:00~19:00 土・日・祝日 9:00~17:00	*	46
JR 茅ヶ崎駅 徒歩5分	火~日・祝日 9:00~17:00 金 9:00~19:30	月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日)、第3木曜日、年末年始、特別整理期間	47
JR 茅ヶ崎駅 神奈中バス鶴が台団地行 終点下車 徒歩5分	*	*	
JR 逗子駅 徒歩5分 京急 新逗子駅 徒歩3分	火~金 9:00~19:00 土・日・祝日 9:00~17:00	月曜日、第4金曜日、年末年始、特別整理期間	48
JR 湘野辺駅 徒歩3分	火~金 9:30~20:00 土・日・祝日 9:30~18:00	月曜日、第2木曜日、年末年始、特別整理期間	49
小田急 相模大野駅 徒歩15分 バス 加茂系統「相模グリーンパーク」行 新緑館公園下車	火~日・祝日 9:00~17:00	*	
小田急 相模大野駅 徒歩5分	火~金 9:30~20:00 土・日・祝日 9:30~18:00	*	50
JR 京王 橋本駅	*	*	51
京急 三崎口駅 バス東岡下車 徒歩5分	火・金 9:00~19:00 水・木・土・日 9:00~17:00	月曜日、月末、祝日、年末年始	52
京急 三浦海岸駅 徒歩3分	*	*	
京急 三崎口駅 徒歩15分	*	*	
小田急 秦野駅 バス文化会館前 下車徒歩1分	水・木・金 9:30~19:00 火・土・日・祝日 9:30~17:00	月曜日(祝日を除く)、各月の最後の金曜日、祝日の翌日(土・日曜日を除く)、年末年始、特別整理期間	53
小田急 本厚木駅 徒歩2分	火~金 9:30~19:00 土~日・祝日 9:30~17:00 こども・祝日 9:30~17:00 (月曜日は休)	第1木曜日、第3月曜日、年末年始、特別整理期間	54
小田急 相鉄 大和駅 徒歩10分	火~金 9:00~18:00 土・日・祝日 9:00~17:00	月曜日、年末年始	55
小田急 伊勢原駅 徒歩13分 バス 行政センター前 徒歩1分	火~日・祝日 9:00~17:00 木 9:00~19:00	月曜日・第1水曜日、休日の翌日(休日の翌日が土、日に当たる時は火曜日)、年末年始、特別整理期間	56
JR 小田急 相鉄 海老名駅 徒歩6分	火・土・日・祝日 9:00~16:50 水・木・金 9:00~18:50	月曜日、月末、館内整理日、年末年始、特別整理期間	57
JR 門沢橋駅 徒歩5分	*	*	58
小田急 相武台前駅 徒歩18分 バス 市役所谷戸山公園前下車 徒歩1分	火~金 9:00~18:50 土・日・祝日 9:00~16:50	月曜日、月始めの金曜日、年末年始、特別整理期間	59
大雄山線 塚原駅 徒歩5分	火~日・祝日 9:30~18:00	月曜日(休日の場合は翌日)、第1水曜日、休日の翌日 年末年始、特別整理期間	60
大雄山線 大雄山駅 徒歩5分	*	*	
相鉄 さがみ野駅 小田急 長後駅 相鉄 小田急 海老名駅 徒歩15分	水~日・祝日 9:00~17:00 月・木 9:00~19:00	火曜日、第3水曜日、月末、年末年始、特別整理期間	61
京急 新逗子駅 バス 向原下車 徒歩5分	火~日・祝日 9:00~18:00 但し、7月30日~8月31日 9:00~10:00	月曜日、第2木曜日、祝日の翌日、年末年始、特別整理期間	62

図書館名	創立年月日	電話番号 (FAX) (メールアドレス) (ホームページアドレス)	所在地
63 寒川町図書館	1949. 5.	0467-75-0021 (FAX. 0467-75-2585)	〒253-0106 高座郡寒川町宮山1030
64 大磯町立図書館	1948. 9. 23	0463-61-3002 (FAX. 0463-61-7913) oiso-tosho@mub.biglobe.ne.jp	〒255-0003 中郡大磯町大磯992
大磯町立図書館国府分館	1979. 2.	0463-71-9977	〒259-0114 中郡大磯町月京6-10
65 二宮町図書館	1975. 4. 1	0463-72-6913 (FAX. 0463-72-6914) nino-lib@town.ninomiya.kanagawa.jp	〒259-0123 中郡二宮町二宮1240-10
66 中井町農村環境改善センター図書室	1983. 9. 1	0465-81-1111 (FAX. 0465-81-5145) tosho@town.nakaikanagawa.jp	〒259-0197 足柄上郡中井町比奈窪56
67 大井町図書館	1984. 4. 10	0465-83-5409 (FAX. 0465-82-3290) ohikouminkan@mjv.biglobe.ne.jp	〒258-0019 足柄上郡大井町金子1995
68 松田町図書館	1981. 7. 7	0465-83-7021 (FAX. 0465-83-7025) syougaiagakushu@town.matsuda.kanagawa.jp	〒258-0003 足柄上郡松田町惣領2078
69 山北町立中央公民館図書室	1992. 11. 1	0465-75-3131 (FAX. 0465-75-3030) yama-lib@msi.biglobe.ne.jp	〒258-0113 足柄上郡山北町山北1301-4
70 開成町民センター図書室	1986. 10. 7	0465-82-5221 (FAX. 0465-82-9388)	〒258-8502 足柄上郡開成町延沢773
71 箱根町社会教育センター図書室	1976. 5. 27	0460-2-2694 (FAX. 0460-2-3537) shakyou@town.hakone.kanagawa.jp	〒250-0406 足柄下郡箱根町小涌谷520
72 真鶴町公民館図書室	1984. 2. 21	0465-68-1131 (FAX. 0465-68-1551)	〒259-0202 足柄下郡真鶴町岩172-8
73 湯河原町立図書館	1979. 3. 1	0465-63-4155 (FAX. 0465-62-0239) YUGAWARA_TOSYOKAN@town.yugawarakanagawa.jp	〒259-0303 足柄下郡湯河原町土肥1-4-13
74 愛川町図書館	1983. 1. 8	046-285-2111 (FAX. 046-286-9880) aikawa21@giga.ocn.ne.jp http://www.library.aikawa.unet.ocn.ne.jp	〒243-0392 愛甲郡愛川町角田250-1
75 清川村図書室	1984. 4. 1	046-288-3895 sontosyo@viola.ocn.ne.jp	〒243-0112 愛甲郡清川村篠ヶ谷2216
76 城山町立公民館図書室	1980. 5. 5	042-782-1111 (FAX. 042-783-1721) sirolib@din.or.jp	〒220-0105 津久井郡城山町久保沢1-3-1
77 津久井町文化福祉会館図書室	1981. 5. 29	042-784-3211 (内41) (FAX. 042-784-4693)	〒220-0207 津久井郡津久井町中野633
78 相模湖町立桂北公民館図書室	1993. 4. 1	0426-84-2377 (FAX. 0426-84-2150) adx55422@ams.odn.ne.jp	〒199-0101 津久井郡相模湖町与瀬1134-3
79 藤野町図書室	1987. 7. 20	0426-87-2111 (内503) (FAX. 0426-87-2811)	〒199-0204 津久井郡藤野町小淵1992

最寄交通機関	開館時間	定期休館日	
J R 寒川駅 徒歩15分	火～日・祝日 9:30～17:00	月曜日、祝日の翌日、年末年始、特別整理期間	63
J R 大磯駅 徒歩3分	火～金 10:00～19:00 土・日・祝日 10:00～17:00	月曜日、第1木曜、年末年始、特別整理日	64
J R 大磯駅 二宮駅 バス15分	火～日・祝日 10:00～17:00	月曜日、第1木曜、年末年始、特別整理日	
J R 二宮駅 徒歩7分	火～金 9:30～19:00 土・日・祝日 9:30～17:00	月曜日、月末、国民の祝休日の翌日、成人の日、年末年始、特別整理期間	65
J R 二宮駅 神奈中バス 比奈窪・高尾行 小田急桑野駅 + 比奈窪行比奈窪下車	月～日 9:00～17:00	第3日曜日、祝日、年末年始	66
J R 上大井駅 徒歩13分	火～日・祝日 9:30～17:00	月曜日、祝日の翌日、年末年始、特別整理期間	67
小田急 新松田駅 徒歩5分 J R 松田駅 徒歩5分	火～日 10:00～17:00	月曜日、祝日、年末年始、特別整理期間	68
J R 山北駅 徒歩2分	火～日 9:00～18:00 (但し、17:00～18:00 観覧のみ)	月曜日、祝日(9/15、11/3除く)、年末年始、特別整理期間	69
小田急 新松田駅 箱根登山バス 関本行 「四ツ角」下車 徒歩1分	火～金 10:00～20:30 土・日・祝日 10:00～17:00	月曜日、年末年始、特別整理期間	70
箱根登山バス・伊豆箱根バス 強羅入口下車 徒歩1分 箱根登山鉄道 彫刻の森駅 徒歩5分	火～日・祝日 9:00～17:00	月曜日、祝日の翌日、年末年始	71
J R 真鶴駅 徒歩7分	火～日・祝日 9:00～17:00	月曜日、年末年始	72
J R 湯河原駅 徒歩3分	火～日・祝日 9:30～17:00 金 10:00～19:00	月曜日、毎月1日、祝日の翌日、年末年始、特別整理期間	73
小田急 本厚木駅 神奈中バス 愛川町 役場・上三増行 役場下車 徒歩1分	木～月・祝日 9:30～17:00 水 9:30～19:00	火曜日、毎月1日、年末年始	74
小田急 本厚木駅 神奈中バス 宮ヶ瀬行 塚ヶ谷行 清川村役場前下車 徒歩1分	火～日・祝日 9:00～12:30 13:30～17:00	月曜日、年末年始、特別整理期間	75
J R 京王 橋本駅下車 神奈中バス 三ヶ木行 役場入口下車 徒歩3分	火～日・祝日 9:00～17:00 金 9:00～19:00	月曜日、年末年始、特別整理期間	76
神奈中バス 相模中野 徒歩3分	火～金 10:00～19:00 土・日・祝日 10:00～17:00	月曜日、祝日の翌日、年末年始、特別整理期間	77
J R 相模湖駅 徒歩2分	水～日・祝日 9:00～17:00 火・金 9:00～19:00	月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始、特別整理期間	78
J R 藤野駅 徒歩5分	水～日・祝日 9:30～17:00 火・金 9:30～19:00	月曜日、年末年始	79

2. 専門図書館一覧

図 書 館 名	創立年月日	電話番号(FAX) (メールアドレス) (ホームページアドレス)	所 在 地
1 神奈川県立神奈川近代文学館	1984.10.1	045-622-6666 (FAX. 045-623-4841) toshokan@kanabun.or.jp	〒231-0862 横浜市中区山手町110
2 神奈川県立かながわ女性センター 図書館	1982.11.6	0466-27-2111 (FAX. 0466-25-6499) toshokan@cityfujisawa.ne.jp http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/02/0050/toppage/	〒251-0036 藤沢市江の島1-11-1
3 神奈川県立金沢文庫	1930.7.10	045-701-9069 (FAX. 045-788-1060) bunko@klnet.pref.kanagawa.jp http://www.planet.pref.kanagawa.jp/city/kanagawa.htm	〒236-0015 横浜市長沢区金沢町142
4 神奈川県立保健福祉大学実践教育センター 図書室	2003.4.1	045-621-9138 (FAX. 045-621-9156) lib-jissen@violin.ocn.ne.jp http://kuhs.ac.jp/center.htm	〒231-0836 横浜市中区榎岸町2-85-2
5 神奈川県立総合教育センター教育 図書室	1964.10.16	0466-81-0188 内350 (FAX. 0466-83-4660) tosyo@edu-ctr.pref.kanagawa.jp	〒251-0871 藤沢市善行7-1-1
6 神奈川県立公文書館	1993.11.1	045-364-4456 (FAX. 045-364-4459) kobun.0219@pref.kanagawa.jp	〒241-0815 横浜市旭区中尾1-6-1
7 神奈川県立生命の星・地球博物館 ミュージアムライブラリー	1995.3.20	0465-21-1515 (FAX. 0465-23-8846) lib@nh.kanagawa-museum.jp http://www.city.yodawari.kanagawa.jp/museum/g.html	〒250-0031 小田原市入生田499
8 神奈川県立地球市民かながわ プラザ情報フォーラム・映像ライブラリー	1998.2.1	045-896-2976 (FAX. 045-896-2894) forum@k-i-a.or.jp http://www.k-i-a.or.jp/plaza/	〒247-0007 横浜市栄区小菅ヶ谷1-2-1
9 神奈川県議会図書室	1948.3	045-210-1111 内7575 (FAX. 045-210-8907)	〒231-8588 横浜市中区日本大通1
10 神奈川県県政情報センター	1993.4.1	045-210-1111 内3675 (FAX. 045-210-8835) kensei.83@pref.kanagawa.jp	〒231-8588 横浜市中区日本大通1
11 神奈川県社会福祉協議会福祉資料室	1954	045-311-8865 (FAX. 045-313-9341)	〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2
12 神奈川県ライトセンター	1974.8.8	045-364-0023 (FAX. 045-364-0027) mail@kanagawalc.org http://www.kanagawalc.org	〒241-8585 横浜市旭区二俣川1-80-2
13 横浜開港資料館	1981.6.2	045-201-2100 (FAX. 045-201-2102) http://www.kaikou.city.yokohama.jp/	〒231-0021 横浜市中区日本大通3
14 横浜市社会福祉協議会福祉保健 研修交流センターウィング横浜福祉資料室	1997.10.1	045-847-6677 (FAX. 045-847-6680) joho@yokohamashakyo.jp	〒233-0002 横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー11F
15 横浜市病院協会看護専門学校 図書室	1995.4.1	045-834-2002 (FAX. 045-834-1809)	〒234-0054 横浜市港南区港南台3-3-1
16 横浜女性フォーラム情報ライブラリ	1988.4	045-862-5056 (FAX. 045-865-4671) http://www.women.city.yokohama.jp/	〒244-0816 横浜市戸塚区上倉田町435-1
17 川崎市官人図書館	1974.7.1	044-211-3181 (FAX. 044-246-5590) FAV05088@biglobe.ne.jp	〒210-0024 川崎市川崎区日進町5-1 川崎市福祉センター内
18 神奈川県水道記念館図書資料室	1990.5.10	0467-74-3478 (FAX. 0467-75-1992)	〒253-0106 高座郡寒川町宮山4001

最寄交通機関	開館時間	定期休館日	
JR 石川町駅 徒歩20分 市営バス 20系統 横浜駅桜木町駅経由 11系統 桜木町駅 港の見える丘公園下車 徒歩3分	火～金 9:30～18:30 土・日・祝日 9:30～17:00	月曜、月末、祝日の翌日、年末年始、特別整理期間	1
小田急 片瀬江の島駅 徒歩15分	火～日 9:00～17:00	月曜、月末、祝日(金・土・日は開館)、年末年始、特別整理期間	2
京急 金沢文庫駅 徒歩12分 金沢シーサイドライン(海の公園桑口駅・海の公園南口駅)徒歩10分	火～日 9:00～16:30 (入館は16:00まで)	月曜(祝日は開館)、祝日の翌日、年末年始	3
JR 根岸駅 徒歩10分	月～金 8:50～20:00 土 8:50～18:00	開講課程がない土曜日、日、祝日、年末年始、特別整理期間	4
小田急 善行駅 徒歩8分	月・水・金 8:30～17:00 火・木 8:30～19:00	土、日、祝日、年末年始、特別整理期間	5
相鉄 二俣川駅 徒歩17分 バス 運転試験場下車 徒歩3分	火～日 9:00～17:00	月曜、祝日、年末年始、特別整理期間	6
箱根登山鉄道 入生田駅 徒歩3分	火～日・祝日 9:00～16:30	月曜(祝日は開館)・年末年始・祝日の翌日(火・土・日曜日にあたるときは開館) ・館内整理日(奇数月の第2火曜日)	7
JR 本郷台駅前	火～金 9:00～20:00 土・日 9:00～17:00	月曜(祝日は開館) 年末年始	8
JR・市営地下鉄 関内駅 徒歩10分	月～金 8:30～17:00	土、日、祝日、年末年始	9
JR・市営地下鉄 関内駅 徒歩10分	月～金 8:30～17:00	土、日、祝日、年末年始、特別整理期間	10
横浜駅 徒歩12分	月～金 9:00～17:00	第3金曜、土、日、祝日、年末年始	11
相鉄 二俣川駅 徒歩15分 バス 試験場循環 ライトセンター前下車	火～日 9:30～16:30	月曜、月末(土、日、月を除く)、祝日、年末年始	12
JR・東急 桜木町駅 バス(県庁前下車) 徒歩3分 JR 関内駅 徒歩10分	火～日 9:30～17:00 (入館は16:30まで)	展示室・閲覧室: 月曜(祝日は開館)、年末年始、臨時休館日 閲覧室: 月末(平日のみ)、特別整理期間	13
京急・市営地下鉄 上大岡駅 徒歩3分	火～土 9:00～21:00 日・月 9:00～17:00	機材点検日 毎月第2金曜日、年末年始	14
JR 港南台駅 徒歩3分	月～金 9:30～18:00	土、日、祝日、年末年始 本校開校記念日(6月1日)	15
JR・市営地下鉄 戸塚駅 徒歩7分	平日 9:00～21:00 日・祝日 9:00～17:00	毎月第4木曜日、年末年始	16
JR 川崎駅 徒歩15分 京急 八丁驛駅 徒歩5分	月～金 8:30～17:00	土、日、祝日、年末年始	17
JR 寒川駅 徒歩10分	火～日・祝日 9:30～16:30	月曜、祝日の翌日、年末年始、祝日の翌日が土、日、祝日の場合は開館	18

神奈川県子ども読書活動推進会議委員名簿

氏 名	所 属 ・ 職
清 水 進 一	教育部長
山 崎 久 男	教育部義務教育課長
田 邊 克 彦	教育部高校教育課長
阿久澤 栄	教育部障害児教育課長
金 子 阜 一	教育部生涯学習文化財課長
田 辺 政 和	県民部学事振興課長
山 口 章	県民部青少年課長
斎 藤 百合子	福祉部児童福祉課長
石 森 真基子	衛生部地域保健課長
中 嶋 正 知	神奈川県公立小学校長会会計部長（横浜市立永田小学校長）
鈴 木 達 三	神奈川県公立中学校長会会長（横浜市立港南中学校長）
疋 田 武 夫	神奈川県立高等学校長会副会長（県立横須賀高等学校長）
高 橋 富美子	神奈川県公立幼稚園協会会長（大磯町立大磯幼稚園園長）
横 田 和 浩	神奈川県図書館協会会長（神奈川県立図書館長）
鈴 木 龍 一	神奈川県公民館連絡協議会常任理事
佐々木 豊	神奈川県青少年協会専務理事兼事務局長
庄 司 美喜子	神奈川県PTA協議会副会長
岡 真知美	神奈川県立高等学校PTA連合会副会長
小早川 文 子	神奈川県盲学校PTA連合会会長
来 海 知 勝	神奈川県私立中学高等学校協会研究部国語科専門委員会委員長
安 藤 博 文	神奈川県私立幼稚園連合会研究部長
清 田 稔	神奈川県学校図書館協議会（県立岩戸高等学校長）
草 山 充	神奈川県社会福祉協議会保育分科会委員長
寺 内 藤 雄	川崎市教育委員会生涯学習推進課長
藤 澤 孝	海老名市教育委員会指導室長

かながわ読書のススメ
～神奈川県子ども読書活動推進計画～

平成 16 年 1 月

発行 神奈川県教育委員会生涯学習文化財課

〒231-8509

横浜市中区日本大通 33

電話(045)210-8347